自然災害発生時における川越市内認可保育 施設臨時休園等ガイドライン

川越市こども未来部保育課 令 和 6 年 3 月

1. ガイドラインの目的

川越市(以下「市」という。)は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時(以下「災害時」という。)において、人的・物的被害の生じる恐れが高まった場合に、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、川越市内の認可保育施設(公立保育園、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)(以下「施設」という。)における臨時休園及び登園自粛(以下「臨時休園等」という。)の基準及び対応について、ガイドラインを定める。

2. 対象施設

市内認可保育施設(公立保育園、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、 事業所内保育事業所)

3. 臨時休園等の判断基準及び対応

(1)台風、集中豪雨等の風水害の場合

①判断基準

A. 登園前

1) 判断内容

臨時休園とする場合

く判断基準>

- ア 気象庁から市を対象に【特別警報】が発表された場合。
- イ 市から【警戒レベル3以上】の避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊 急安全確保)が発令された場合。

※ただし、【警戒レベル3 (高齢者等避難)】の場合には、避難情報発令 区域外の施設は臨時休園の対象から除外。(登園自粛要請となる。)

- ウ 公共交通機関の運休や施設周辺道路の被災等により、保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合。(長期間の場合)
- エ 施設又は施設周辺に被害が想定され、安全な保育の実施に影響があると、 施設長又は設置者(以下「施設長等」という。)が判断した場合。

登園自粛要請する場合

く判断基準>

- ア 市から【警戒レベル3(高齢者等避難)】の避難情報が発令された場合に、 避難情報発令区域外の施設を対象に登園自粛要請。
- イ 公共交通機関の運休や施設周辺道路の被災等により、保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合。(一時的な場合)

2) 判断時期

- ・市は、当日の<u>午前6時時点</u>の「特別警報の発表内容」及び「避難情報の発令 内容」により、臨時休園等を判断し、施設長等へ連絡する。
- ・午前6時から開園時間までの間に避難情報が発令された場合には、市は、発 令された時点で判断し、施設長等へ連絡する。
- ・台風の接近等、災害発生の危険性が事前に予測できる場合には、市は、前日 までに判断し、施設長等へ連絡する。

B 登園後

<判断基準>

- ア 気象庁から市を対象に【特別警報】が発表された場合。
- イ 市から【警戒レベル3以上】の避難情報(高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保)が発令された場合。

<施設の対応>

避難情報発令区域の施設

- ・原則として、保護者に周知している避難場所へ園児を避難させる。
- ・他の避難場所や園内の方が安全と判断した場合は、適切な場所に避難する。
- ・保護者に「至急」のお迎えを要請する。
- ・保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況を確認してから対応する。
- ・園児降園後、臨時休園とする。

避難情報発令区域外の施設

- ・保護者に早期のお迎えを要請する。
- ・園児降園後、臨時休園とする。(3ページの警戒レベル4及び5の場合)

風水害発生時の対応内容

(2)

▪ 避難情報発令時

						避難情報発令時の対応	
擊洪	発表	ij	行動を促す	登園前	副前	登園後	
ンベン	丰体	1A.in	情報	避難情報発令 区域の施設	避難情報発令 区域外の施設	遊難情報発令区域の施設	避難情報発令 <u>区域外</u> の施設
വ	Æ	災害発生 又は切迫	緊急安全 確保	臨時休園	臨時休園	極	早期のお迎えの要請。
						## F	警戒レベル3及び4の場合は、園児降園後、 臨時休
4	le	災害のおそれ高い	避難指示	臨時休園	臨時休園	- 国内の方か女全と判断した場合は、国内の適切な場所に避難する。- 保護者に「至急」のお迎えを要請する。	°
ဇ	Æ	災害のお それあり	高 避難	臨時休園	竳園自 要請 要請	保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況を確認してから対応する。	
8	気象庁	気象状況 悪化	大雨、洪水 注意報等	開園 ※最新の避難情報等を確認し、 ※臨時休園等の準備		避難体制を整える。	
-	気象庁	今後、気象 状況悪化の おそれあり	早期注意情報 (警報級の可能性)	開園 ※最新の避難情報等を確認し、 ※臨時休園等の準備		避難体制を整える。	

※警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではない。 ※防災気象情報の「警戒レベル○○相当」の表記は、市が発令した避難情報ではないため、臨時休園の基準とは異なる。

防災気象情報発表時

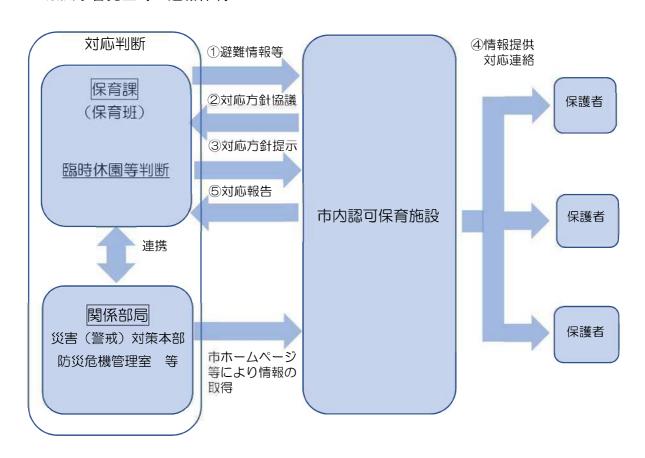
		特別警報先表時の対応
り災気矛情報	登園前	登園後
特別警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪)	臨時休園	園児降園後、 臨時休園 •「至急」のお迎えの要請。

※川越市を対象として特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表された場合。

③風水害発生時における臨時休園等の判断及び連絡

- ・市は、「風水害発生時における臨時休園等の判断基準」に該当する場合、臨時休 園等の判断を行い、あらかじめ登録した施設の緊急連絡先へ連絡する。
- ・災害状況や災害発生時間帯により、市の判断及び連絡が間に合わない場合には、 施設長等は、市ホームページ、市防災情報メール配信サービスや防災行政無線等 により避難情報等を確認し、本ガイドラインに基づき、臨時休園等を決定し保護 者へ連絡する。なお、施設長等の判断により臨時休園等を保護者へ連絡した場合 には、速やかに市に報告する。
- ・施設長等は、時間帯に応じて、市からの臨時休園等の連絡を受けられる体制を確保する。特に、午前6時の時点において市からのメール等による連絡を確認できる体制を確保する。
- ・避難情報等が発令されていない場合において、施設の状況により臨時休園等の判断基準に該当する場合には、施設長等は市へ対応方針の協議を行う。

※風水害発生時の連絡体制



④風水害発生時における臨時休園後の通常保育再開

避難情報又は特別警報(以下「避難情報等」という。)が解除された場合に、 施設長等は、次の事項を確認し、安全を確保した上で通常保育を再開する。

1)確認事項

- ・施設の安全確保
- ・施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況(電気・水道・ガス・周辺道路状況・交通等)
- ・職員勤務体制の確保
- ・給食の提供の可否(給食提供ができない場合、一時的な弁当持参を検討)
- ・その他、市内における被害状況 等

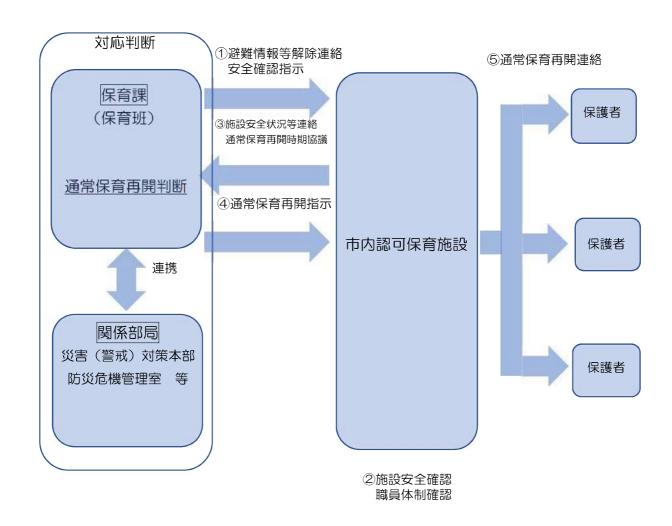
2) 通常保育再開の流れ

- ・市は、避難情報等が解除された場合、「避難情報等が解除された区域」及び 「避難情報等が発令されていない区域」の施設長等へ避難情報等が解除さ れた旨及び通常保育再開に向けた安全確認を指示する。
- ・施設長等は、市から避難情報等が解除された旨の連絡を受けた場合、速やかに上記確認事項を確認する。なお、市からの連絡が間に合わない場合には、施設長等は、市ホームページ、市防災情報メール配信サービスや防災行政無線等により避難情報解除等の情報を入手した上で、本ガイドラインに基づき、上記、1)「確認事項」を確認する。
- ・施設長等は、安全に保育できる状況を確認した後、市に報告し、通常保育再 開時期を協議する。
- ・市は、施設からの報告を受けた後、通常保育再開時期を決定し、施設へ連絡 する。
- ・施設長等は、保護者へ通常保育再開についてメール等で連絡する。
- ※引き続き、「避難情報等が発令されている区域」の施設においては、避難情報 等が解除されるまで臨時休園を継続する。
- ※「避難情報等が発令されている区域」において、1個所でも避難情報が解除された場合には、「避難情報等が発令されていない区域」において臨時休園となった全ての施設は通常保育を再開する。

3) 通常保育再開時期の目安

- 午後6時から翌日の午前0時前までに避難情報等が解除された場合 原則、翌日から、通常保育を再開する。
- 翌日の午前 0 時から午前 6 時前までに避難情報等が解除された場合 原則、翌日の午前 9 時から開園し、通常保育を再開する。
- 午前6時から午前10時前までに避難情報等が解除された場合 原則、解除から3時間後より開園し、通常保育を再開する。
- 午前10時から午後6時前までに避難情報等が解除された場合 原則、当日は終日臨時休園とし、翌日から開園し通常保育を実施する。
- ※通常保育再開時期については、目安であり、被害状況等に応じて変更することがある。

4) 風水害発生時における臨時休園後の通常保育再開連絡体制



(2) 地震発生時の場合

地震発生時において、下記、判断基準に該当する場合には、「臨時休園」とする。

①判断基準及び対応

A. 登園前[前日閉園から当日の開園までに地震が発生した場合]

<判断基準>

ア 市内で震度5強以上の揺れを観測した場合。

- イ 市内で**震度5弱以下**の揺れを観測した場合で、下記事項に該当する場合。
 - ・施設の被害、停電及び断水などにより、安全な保育の実施が困難な 場合。
 - ・公共交通機関や施設周辺道路等の被災により、保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合。(広範囲、長時間に及ぶ場合)

<対応>

施設長等は、市の判断を待つことなく、 市防災情報メール配信サービスや 防災行政無線等により防災情報等及び施設の被害状況等を確認の上、本ガイ ドラインに基づき**臨時休園**を決定し、保護者及び市へ連絡する。

B. 登園後「登園後に地震が発生した場合]

<判断基準>

ア 市内で震度5強以上の揺れを観測した場合。

<対応>

- ・<u>施設長等は、市の判断を待つことなく、</u>市防災情報メール配信サービス や防災行政無線等により防災情報等を確認の上、本ガイドラインに基づ き**臨時休園**を決定し、保護者及び市へ連絡する。
- ・原則として、保護者に周知している避難場所へ園児を避難させる。
- ・他の避難場所や園内の方が安全と判断した場合は、適切な場所に避難する。
- ・保護者に「至急」のお迎えを要請する。
- ・保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況 を確認してから対応する。
- ・園児降園後、終日臨時休園とする。

<判断基準>

イ 市内で**震度5弱以下**の揺れを観測した場合で、下記事項に該当する場合。

- ・施設の被害、停電及び断水などにより、安全な保育の実施が困難な場合。
- ・公共交通機関や施設周辺道路等の被災により、保育士が確保できない、 又は保護者による送迎が困難である場合。(広範囲、長時間に及ぶ場合)

<対応>

施設長等は、<u>市と協議の上、臨時休園を決定</u>し、保護者へ「至急」のお迎えを要請する。

②震度5強以上の地震発生時における施設の対応

震度	登園前	登園後
震度5強以上	臨時休園	園児降園後、臨時休園とする。 ・原則として、保護者に周知している避難場所へ園児を避難させる。 ・園内の方が安全と判断した場合は、園内の適切な場所に避難する。 ・保護者に「至急」のお迎えを要請する。 ・保護者のお迎えや園児の引き渡しが危険な状況の場合には、安全な状況を確認してから対応する。 ・園児降園後、終日臨時休園とする。

③地震発生時における臨時休園期間

- 登園後に「地震による臨時休園の判断基準」に該当した場合 当日は、終日、臨時休園とする。
- 降園後から翌日登園までに「地震による臨時休園の判断基準」に該当した場合 翌日は、終日、臨時休園とする。

④地震発生時における臨時休園後の通常保育再開

<u>施設長等は</u>、下記、1)「確認事項」を確認し、安全な保育が可能と判断された場合、通常保育再開を決定し、保護者へ連絡するとともに、市に報告する。

1)確認事項

- ・施設の安全確保
- ・施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況 (電気・水道・ガス・周辺道路状況・交通等)
- ・職員勤務体制の確保
- ・給食の提供の可否(給食提供ができない場合、一時的な弁当持参を検討)
- ・その他、市内における被害状況 等

2) 通常保育再開の流れ

- ・施設長等は、市ホームページ、市防災情報メール配信サービスや防災行政 無線等により避難情報解除等の情報を入手した上で、本ガイドラインに基 づき、上記、1)「確認事項」を確認する。
- ・施設長等は、上記、1)「確認事項」を確認し、安全な保育が可能と判断した場合、通常保育再開を決定する。
- ・施設長等は、通常保育再開日時を保護者及び市へ報告する。

3) 通常保育再開時期の目安

- 登園後に「地震による臨時休園の判断基準」に該当した場合 原則、翌日から、通常保育を再開する。
- ・降園後から翌日登園までに「地震による臨時休園の判断基準」に該当した場合

原則、翌々日から、通常保育を再開する。

※通常保育再開時期については、目安であり、被害状況等に応じて変更することがある。

4. 臨時休園等における保育料及び給食費の取扱いについて

本ガイドラインに基づく臨時休園等による保育料及び給食費については、日割り 計算の対象とはならない。

5. 臨時休園時における園児の受け入れについて[応急保育]

臨時休園の場合は、家庭での保育を原則とするが、災害時においても勤務を要する医療関係、防災関係、警察等、社会の安定維持に関する業務に従事する保護者の子ども等、やむを得ない事情により災害時においても保育を必要とする園児も存在する。

このような園児(以下「応急保育対象園児」という。)に対しては、臨時休園となった施設において安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、通常保育再開までの間、**臨時休園となった園児の在籍園において**、受け入れ対象園児を限定した上で「応急保育」を実施する。

(1) 応急保育実施施設

- ①風水害発生時における臨時休園の場合
 - ・避難情報等が発令されていない区域において、臨時休園となった施設。
- ②地震発生時における臨時休園の場合
 - ・登園前に震度5強以上の揺れを観測し、終日臨時休園となった施設において、施設長等が、下記、(3)「応急保育実施要件」を確認し、安全に保育を実施することが可能と判断した施設。
- ※臨時休園となった園児の在籍園において、応急保育を実施。

(2) 応急保育対象園児

- ・保護者両親が医療関係、防災関係、警察等に勤務し、災害時にともに勤務しなければならない家庭の園児で、かつ、他に園児を預けることができる親族等がいない園児。
- ・保護者が医療関係、防災関係、警察等に勤務し、災害時に勤務しなけれ ばならないひとり親家庭の園児で、かつ、他に園児を預けることができ る親族等がいない園児。
- ・他に園児を預けることができる親族等がいない家庭の園児。

(3) 応急保育実施要件

- ・園児、保護者及び職員の安全が確保されている。
- ・施設の安全が確保されている。
- ・施設周辺の安全が確保されている。
- ・ライフライン(電気・水道・ガス・周辺道路・交通等)が確保されている。
- ・職員勤務体制が確保されている。

(4) その他

- ・避難情報等の解除時期や安全確認状況によっては「応急保育」を実施せずに「通常保育」を再開する。
- ・施設長等は、「応急保育」を実施する場合には、市へ事前に報告する。
- ・応急保育における給食の提供については、施設の被災状況、職員の確保 状況や給食食材調達状況等により施設において対応を決定する。
- ・施設においては、本ガイドラインを参考に、応急保育実施の詳細な内容 を定め、職員及び保護者間で情報を共有する。
- ・施設長等は、応急保育対象園児を予め把握する。

※応急保育:臨時休園から通常保育再開までの間、臨時休園となった施設において、施設、園児、保護者及び職員等の安全が確保できる場合に、 臨時休園となった園児の在籍園において、受け入れ対象園児を限 定して実施する応急的な保育。

6. 臨時休園が長期間となる場合の代替保育について

臨時休園が長期間となる場合には、市は、災害時においても勤務を要する医療関係、防災関係、警察等、社会の安定維持に関する業務に従事する保護者へ保育を提供するため、安全に保育を実施できる公共施設において代替保育施設の設置を検討する。

7. 本ガイドラインの保護者への周知

施設長等は、本ガイドラインについて、保護者に対して周知を行い、災害時における施設対応や保護者の協力について理解を得るものとする。

8. その他の計画等との関連

施設においては、本ガイドラインや各種ハザードマップ等を参考とし、詳細な「非常災害対策計画」や災害発生から通常保育再開までのマニュアル等を適切に整備するとともに、災害時における連絡体制や園児引き渡し方法を確認し保護者と共有するものとする。

9. 参考資料

(1)発令される避難情報と住民がとるべき行動(避難行動等)について

市から	の発令	灵	象庁からの発令	
警戒レベル	避難情 報	警戒 レベル 相当	防災気象 情報	住民がとるべき行動 (避難行動等)
警戒 レベル 5	緊急安 全確保	警戒 レベル 5 相当	大雨特別警報 氾濫発生情報 等	命の危険 直ちに安全確保! 災害が発生又は切迫している状況です。 命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動をとってください。
警戒 レベル 4	避難指示	警戒 レベル 4 相当	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 等	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は 屋内安全確保)しましょう。
警戒 レベル 3	高齢者 等避難	警戒 レベル 3 相当	大雨警報(土砂災害) 洪水警報 氾濫警戒情報 等	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等(高齢者、障害のある方、乳幼児等 の避難を完了するのに時間を要する方、及びそ の支援者)は危険な場所から全員避難(立ち退 き避難又は屋内安全確保)しましょう。 高齢者等以外の方も必要に応じ、避難の準備 や、自主的に避難するタイミングです。
警戒 レベル 2	ı	警戒 レベル 2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 等	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅等の災害リスク 避難所や避難経路を確認する等、自らの避難行 動を確認しましょう。
警戒 レベル 1	_	警戒 レベル 1	早期注意情報	<u>災害への心構えを高める</u> 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災 害への心構えを高めましょう。

- ※警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、 必ず発令される情報ではない。
- ※警戒レベルは、市が各種情報を基に総合的に判断し発令されるため、必ずしも防災気象情報と同じレベルの警戒レベルが同時に発令されるものではない。
- ※防災気象情報の「警戒レベル○○相当」の表記は、市が発令した避難情報ではないため、臨時休園の 基準とは異なる。

(2)各種防災関連ホームページ

- ①埼玉県ホームページ
 - 埼玉県に関係する浸水想定区域図 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html
 - 土砂災害警戒区域等の指定状況 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/dosyasitei.html
- ②川越市ホームページ
 - ・川越市水害ハザードマップ

https://www.city.kawagoe.saitama.jp/anzen_anshin/bousai_jouhou/hazardmap/kasen120190927.html

- 川越市地震ハザードマップ
https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/anzen_anshin/bousai_j
ouhou/hazardmap/jisin hazardmap.html